

入試合格者既修者認定試験（2024年3月8日施行）

刑事訴訟法 試験問題

【問題】

以下の〈事例〉を読み、〈設問〉に答えなさい。

〈事例〉

1 甲県乙市に本社を置く、医療機器を販売するM株式会社で営業部長の職にあるX（48歳・男性）は、令和5年12月2日の時点で、詐欺被疑事件の被疑者として乙中央警察署に勾留されていた。Xに対しては、余罪として、甲県立乙病院に勤務するA医師に対する贈賄の嫌疑も生じており、警察は検察と連携して関係証拠の分析を進めていたが、贈賄の被疑事実に基づく逮捕・勾留は行われていなかった。

なお、上記贈賄の被疑事実は、概要、次のようなものであった。

Xは、甲県立乙病院に勤務し、甲県が購入し、乙病院で使用する医療機器に関する業者及び機種を選定等の職務に従事するA医師に対し、今後医療機器に関する業者及び機種を選定等についてM株式会社のために有利な取り計らいを受けたい趣旨のもとに、令和5年7月1日夜、乙市内にある料亭Nにおいて現金100万円を供与し、もってA医師の職務に関して賄賂を供与した。

2 乙中央警察署刑事課所属のK警部補は、Xの勾留の基礎となっている前記詐欺の事実についての取調べが同年12月2日の午前中に一段落し、次回取調べは、同日午後予定されている前記詐欺の被害者から聴取した内容を踏まえて行う必要があるため、その間、余罪である前記贈賄の事実について、Xの取調べを行うこととした。なお、この贈賄の事実については、その解明が前記詐欺の事実の解明に役立つような関係は認められない。

同日午後1時10分すぎころ、Xを取調室まで呼び出したK警部補は、冒頭、Xに対して、これから贈賄の事実について取調べを行うが、取調べの途中であっても退室することができる旨を告げたところ、Xが取調べに応じると述べたので、改めて、自己の意思に反して供述する必要がない旨を告げて、取調べを開始した。

3 同日午後1時30分すぎころ、Xの弁護士であるB弁護士が乙中央警察署を訪れ、留置係の受付で、Xとの接見を申し出た。

留置係の警察官Lが、「B弁護士が接見を求めて受付に来ている。」と刑事課に連絡したところ、刑事課員からXの弁護士が来署したと知らされたK警部補は、取調べをいったん中断して留置係の受付まで赴き、B弁護士に対して、「現在、Xを取調べ中です。夕方以降でないと接見をすることはできません。夕方以降のご都合はいかがですか。」と尋ねた。B弁護士は、「詐欺の件についてXと急ぎ打ち合わせをしたい。夕方は別件で差し支えています。」と述べ、即時の接見を求めたが、K警部補は、「今行っているXの取調べは夕方

までかかる予定です。本日夕方のご都合がつかないのであれば、接見の日時を明日午前9時30分から指定します。」と一方的に告げて、Xのいる取調室に戻った。交渉の相手がいなくなったため、B弁護士もやむなく同署を後にした。

- 4 同日午後1時50分すぎ、K警部補が贈賄についての取調べを再開すると、ほどなくXは、A医師に対する現金の供与を認める供述を始めたので、同警部補は、ひととおりXの供述を聞いたうえで、XとA医師との関係、犯行に至った経緯や現金を手渡した際のA医師とのやりとりなどを上申書にまとめるよう求めると、これに応じたXは、午後4時ころまでに、5分ほどの休息を2回とりながら、A4判用紙5枚に及ぶ上申書を書き、K警部補に提出した。

同上申書には、①Xは、営業部長になる前から、A医師と5年にわたる付き合いがあること、②令和4年以降の業績が芳しくないことを会社の常務から叱責されたことから、確実に実績を上げるため、以前から付き合いのあるA医師に対する贈賄を考えるに至ったこと、③A医師から有利な取り計らいを受けるため、令和5年7月1日夜、乙市内にある料亭Nで接待の席を設けた際、Xが、「次の選定の折にはなにとぞよろしくお願いいたします。」と言いながら現金100万円が入った封筒を手渡すと、同医師はその場で封を開け、封筒の中身を一瞥すると、「わかっていますよ。これからも良い付き合いをしていきましょう。」と言ったことなどが記載されていた。

K警部補は、Xに対してその内容について事実関係の確認を行い、同日午後5時すぎころ、Xに対する取調べは終了した。

なお、同日午後の取調べを通じて、Xが、K警部補に対して取調べを拒否して留置場に帰すよう求めることはなかった。

- 5 その後、Xは、所要の捜査を経て、前記の詐欺及び贈賄の各公訴事実により、甲地方裁判所に公訴を提起された。公訴提起の後、Xは、詐欺及び贈賄の両事実について犯行を否認している。

〈設問〉

1. 以下の小問すべてに答えなさい。

(1) 接見交通権の意義と機能について説明しなさい。

(2) 接見指定の要件について説明しなさい。

(3) K警部補がした接見指定(項目3)は適法か、論じなさい。

2. 以下の小問すべてに答えなさい。

(1) 本件の公判を担当する検察官Pが、XがAに対して贈賄を行ったことを、Xの作成した前記上申書(項目4)に記載された供述③によって立証しようとする場合、同上申書は、刑事訴訟法320条1項により原則として証拠とすることができない書面に該当するか、論じなさい。

(2) 前記上申書(項目4)に記載されたXの供述③の証拠能力について論じなさい。ただし、小問(1)で論じた内容について繰り返す必要はない。